

■オフロード法（特定自動車排出ガスの規制等に関する法律）による排出ガス規制

規制対象

自動車登録をしない特定特殊自動車 ⇒ 自走式高所作業車等

適用開始日

エンジンの定格出力範囲に基づいて平成18(2006)年10月1日から順次。
平成18年10月1日以前に生産された特定特殊自動車は規制対象外です。

規制内容

使用者にオフロード法の排出ガス基準に適合していることを示す「基準適合表示」等が付された特定特殊自動車の使用を義務付けています。基準適合表示等の貼付は、基本的には特定特殊自動車メーカーが、場合によっては使用者が必要な手続きをした上で行います。



基準適合表示等

参考：自動車登録をするラフテレーンクレーンはオフロード法の規制は受けませんが、当社のラフテレーンクレーンはオフロード法による型式届出も行い、基準適合表示を貼付しております。

ラフテレーンクレーンのオフロード法 型式届出番号

型式（呼称）	オフロード法の型式届出番号
YDR-T015 (GR-130N-2)	NV3-341
YDR-T015 (GR-130F-1)	NV3-341
YDS-T018 (GR-160N-5)	NV3-611
YDS-T014 (GR-160N-4)	NV3-194
YDS-T017 (GR-250N-5)	NV3-585
YDS-T012 (GR-250N-4)	NV3-192
YDS-T016 (GR-600N-3)	NV3-400
YDS-T013 (GR-700N-2)	NV3-193
YDS-T013 (GR-1000N-1)	NV3-193
WDR-T010 (GR-130N-1)	NV2-110
UDS-T009 (GR-160N-3)	NV2-108
UDS-T007 (GR-250N-3)	NV2-92
UDS-T011 (GR-500N-2)	NV2-182
UDS-T008 (GR-700N-1)	NV2-104
EDR-T005 (GR-120N-2)	NV-978
JDS-T006 (GR-160N-2)	NV-979
JDS-T003 (GR-250N-2)	NV-980
JDS-T004 (GR-600N-2)	NV-981

自走式高所作業車の現行規制

○現行規制の排出ガス基準値、黒煙基準値、適用開始日

定格出力	成分※1	基準値※2 単位:g/kWh	黒煙基準値	適用開始日
56kW 以上 75kW 未満	CO	6.50(5.0)	25%	新型車:平成 24(2012)年 10 月 1 日 継続生産車:平成 26(2014)年 4 月 1 日 〔平成 24 年ディーゼル特殊自動車規制〕
	NMHC	0.25(0.19)		
	NO _x	4.4(3.3)		
	PM	0.03(0.02)		

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NO_x:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 基準値 6.50(5.0)は、1台あたりの上限値 6.50 g/kWh、型式あたりの平均値 5.0 g/kWhを示す。

自走式高所作業車のオフロード法 型式届出番号

型式 (呼称)	オフロード法の型式届出番号
AW-370TG-4 (AW-370TG)	NV3-402
AW-250TG-4 (AW-250TG)	NV3-403
AW370TG-3 (AW-370TG)	NV-826
AW250TG-3 (AW-250TG)	NV-827
AW215TG-3 (AW-215TG)	NV-828